

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【公開番号】特開2005-288039(P2005-288039A)

【公開日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2005-041

【出願番号】特願2004-111632(P2004-111632)

【国際特許分類】

**A 6 3 F 5/04 (2006.01)**

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

A 6 3 F 5/04 5 1 2 B

A 6 3 F 5/04 5 1 6 E

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月2日(2007.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数種の絵柄が周方向に付された複数の周回体と、

前記各周回体について各絵柄のうち一部の絵柄を視認可能とする表示窓と、

遊技開始に必要な所定数の遊技媒体のベットがなされたか否かを判断するベット判断手段と、

前記各周回体の回転を開始させるべく操作される始動操作手段と、

前記各周回体毎に設けられ、該各周回体を回転させる駆動手段と、

前記各周回体の回転を停止させるべく操作される停止操作手段と、

前記ベット判断手段によりベットがなされたと判断された場合、前記始動操作手段の操作に基づいて前記各周回体の回転を開始させ、前記停止操作手段の操作に基づいて前記各周回体の回転を停止させるように、前記各駆動手段を駆動制御する駆動制御手段と、

前記各周回体が停止した際、前記表示窓から視認できる有効位置における停止絵柄の組合せに応じた数の遊技媒体を払い出す払出手段とを備え、

前記停止絵柄の組合せの一つとして、前記ベットによらず前記各周回体の回転による次ゲームを行うことができる再遊技絵柄が設定されている遊技機において、

前記始動操作手段の操作に基づくゲームの所定時点から、次回のゲームにおける同一時点までのウェイト時間を設定するウェイト時間設定手段と、

前記再遊技絵柄の当選確率を複数段階のいずれかに設定する再遊技確率設定手段とを備え、

複数ゲームに亘って前記再遊技確率設定手段による再遊技絵柄の当選確率が高確率に設定された再遊技頻出期間中は、その期間以外よりも前記ウェイト時間設定手段によるウェイト時間が短く設定されるよう構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記再遊技頻出期間中における単位時間あたりの遊技媒体の平均必要数が、その期間以外の通常遊技状態中における単位時間あたりの遊技媒体の平均必要数を超えないように、前記再遊技頻出期間中における再遊技絵柄の当選確率に応じたウェイト時間が設定されて

いることを特徴とする請求項 1 に記載の遊技機。

【請求項 3】

前記再遊技頻出期間中における単位時間あたりの遊技媒体の平均必要数と、その期間以外の通常遊技状態中における単位時間あたりの遊技媒体の平均必要数とがほぼ同一となるように、前記再遊技頻出期間中における再遊技絵柄の当選確率に応じたウェイト時間が設定されていることを特徴とする請求項 1 に記載の遊技機。

【請求項 4】

複数種の絵柄が周方向に付された複数の周回体と、  
前記各周回体について各絵柄のうち一部の絵柄を視認可能とする表示窓と、  
遊技開始に必要な所定数の遊技媒体のベットがなされたか否かを判断するベット判断手段と、

前記各周回体の回転を開始させるべく操作される始動操作手段と、  
前記各周回体毎に設けられ、該各周回体を回転させる駆動手段と、  
前記各周回体の回転を停止させるべく操作される停止操作手段と、

前記ベット判断手段によりベットがなされたと判断された場合、前記始動操作手段の操作に基づいて前記各周回体の回転を開始させ、前記停止操作手段の操作に基づいて前記各周回体の回転を停止させるように、前記各駆動手段を駆動制御する駆動制御手段と、

前記各周回体が停止した際、前記表示窓から視認できる有効位置における停止絵柄の組合せに応じた数の遊技媒体を払い出す払出手段と  
を備え、

前記停止絵柄の組合せの一つとして、前記ベットによらず前記各周回体の回転による次ゲームを行うことができる再遊技絵柄が設定されている遊技機において、

前記始動操作手段の操作に基づくゲームの所定時点から、次回のゲームにおける同一時点までのウェイト時間を設定するウェイト時間設定手段と、

前記再遊技絵柄の当選確率を複数段階のいずれかに設定する再遊技確率設定手段と  
を備え、

複数ゲームに亘って前記再遊技確率設定手段による再遊技絵柄の当選確率が高確率に設定された再遊技頻出期間中は、前記ウェイト時間設定手段により設定されたウェイト時間を無効化することを特徴とする遊技機。

【請求項 5】

前記再遊技頻出期間は、予め定めたゲーム数だけ継続し、または終了抽選に当選した場合に終了することを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の遊技機。

【請求項 6】

前記再遊技確率設定手段は前記当選確率を相対的に高低の 2 段階のいずれかに設定するものであり、前期再遊技頻出期間中は当該確率を高確率に、その他の場合は低確率にするものであることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の遊技機。

【請求項 7】

前記再遊技絵柄は、その当選の際には前記停止操作手段がどのタイミングで操作されても前記有効位置に停止されるように、前記各周回体に多数付されていることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の遊技機。

【請求項 8】

前記ウェイト時間設定手段におけるウェイト時間の前記所定時点及び同一時点の算定基準時点を、全ての周回体が回転開始する時点、周回体の駆動開始からの加速処理が完了して定速回転に至る時点、または前記停止操作手段の操作が有効化される時点のいずれかとしたことを特徴とする請求項乃至 7 のいずれかに記載の遊技機。